

平成 1 9 年度

定期監査（第 2 次）結果報告書

平成 2 0 年 3 月 2 7 日

北見市監査委員

## 平成19年度 定期監査（第2次）結果

### 1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき次のとおり定めました。

- 企画財政部      I T 推進課
- 市民環境部      環 境 課
- 議会事務局      庶 務 課

### 2 監査の期間

平成20年2月8日(金)から3月10日(月)まで

### 3 監査の主眼及び方法

平成19年4月から平成20年1月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき統一的な事務処理がなされているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約事項、時間外勤務等命令、出張命令等に係る事務処理などを対象事項として、諸帳簿の書面審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取しました。

### 4 監査の結果等

#### (1) 結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについて、この区分により記載をしました。

#### ・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善が必要なもの又は未然防止のため今後十分な注意を要するもの

#### ・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正又は改善の必要があると認められるもの

※「違法」とは、法令（市の条例、規則、その他の内部規程を含む。）の規定に違反することをいい、また、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないものをいいます。

## （２）監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められましたが、事務処理の一部に、次のような事項を確認しました。

### ・ 共通指摘事項

#### ア 財務会計の事務処理（支出関係）について

予算執行伺書及び支出負担行為書等の事務処理において、決裁未処理のものや決裁区分が誤っているもの、合議漏れのものなどが散見されましたので、支出事務に関する一連の処理に際しては、関係法令や財務規則、事務専決規程のほか、各種内部通知等の諸規定に従い、適正な財務会計の処理に当たってください。

#### イ 時間外勤務等命令の事務処理について

1日の実施時間数や月の集計時間数の計算誤りと、深夜及び普通時間の適用区分の誤りや終了時間の未記入などが認められましたので、「時間外勤務命令に係る留意事項(平成18年3月総務部職員課通知)」等に基づく事務処理方法に留意し、適切に事務処理を行ってください。